

病原体を用いて動物実験を実施する場合の法令上の規制等について

<感染症法上の規制>

- 獣医師届出の対象となっている感染症の病原体は、感染症法に基づく病原体等管理規制において特定病原体に指定されている（エキノコックスを除く。）。
 - － エボラウイルス、マールブルグウイルス（1種病原体）
 - － ペスト菌、SARS コロナウイルス（2種病原体）
 - － 多剤耐性結核菌（3種病原体）
 - － 赤痢菌、ウエストナイルウイルス、結核菌、鳥インフルエンザウイルス（4種病原体）
- 動物に対して特定病原体を使用する場合、以下の基準を遵守しなければならない。
 - － 飼育設備は実験室の内部に設けること
 - － 当該動物を実験室からみだりに持ち出さないこと
 - － 飼育設備には、当該動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること
- 特定病原体等（意図的に感染させた動物を含む。）について、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

<その他の規制>

- その他、病原体を用いて動物実験を実施する場合は、以下の基準や指針等に基づき、実施者の安全確保及び健康保持のほか、公衆衛生、生活環境及び生態系等の保全上の支障を防止するために相当の注意を払うことが求められている。
 - － 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」
 - － 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」
 - － 「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
 - － 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」